

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	計画調整局計画部都市計画課 (06-6208-7872)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	駐車施設等承認
概要	<p>大阪市では、駐車場法の規定に基づき、一定規模以上の建築物の新築や増築などを行う場合に、自動車の駐車施設の設置を義務づける「建築物における駐車施設の附置等に関する条例」を定めています。</p> <p>駐車施設等（四輪車及び50ccを超える自動二輪車）の設置場所については、原則、当該建築物又はその建築物の敷地内に確保する必要がありますが、当該建築物の構造又は敷地の状態その他特別の事由により、特にやむを得ない場合においては、当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内の場所に駐車施設等を設置することにより、当該建築物又はその建築物の敷地に駐車施設等を設けないことができます。</p> <p>また、当該建築物の敷地外の共同駐車場（2以上の建築物における駐車施設等を一団として設けることが当該建築物周辺の交通、土地利用等の状況からみて有効であると認められる場合において、市長が指定する駐車場）に駐車施設等を設置することにより、当該建築物又はその建築物の敷地に駐車施設等を設けないことができます。</p> <p>なお、上記いずれかの適用を受けようとする者又は変更しようとする者は、あらかじめ市長の承認を受ける必要があります。</p>
根拠法令等 及び条項	<p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例（昭和39年6月11日条例第93号）第3条から第6条及び第9条（http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html）</p> <p>建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）第6条又は第8条</p>
審査基準	<p>○建築物における駐車施設の附置等に関する条例施行基準（平成2年3月22日大阪市告示第196号）第6条又は第8条（敷地外駐車施設等特例基準）</p> <p>次の各号のいずれかに該当する場合は、条例第9条第1項の特にやむを得ない場合とする。</p> <p>(1) 他の法令の規定により駐車施設等を附置することができない場合</p> <p>(2) 敷地の状態が著しく不整形又は狭小な場合</p> <p>(3) 道路の交通安全上又は災害防止上当該道路に駐車施設等の出入口を設けることが好ましくない場合</p> <p>(4) 建築物の構造上又は事業計画上駐車施設等を附置することができないものについて、条例第3条から第6条までの規定により駐車施設等を附置すべき者が、当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内で所有する土地に所有する建築物である駐車場に駐車施設等を設置する場合</p> <p>（共同駐車場特例基準）</p> <p>次の各号のいずれにも該当する場合は、条例第9条第2項の規定により共同駐車場に駐車施設等を設置することで、建築物又はその建築物の敷地内に駐車施設等を附置しないことができる。</p> <p>(1) 当該建築物の敷地内に駐車施設等（荷さばきのための駐車施設等を除く。以下この項において同じ。）を附置することが当該建築物周辺の交通、土地利用等の状況からみて好ましくないこと</p> <p>(2) 当該建築物の敷地からおおむね350メートル以内の共同駐車場に駐車施設等を設置すること</p> <p>(3) 当該共同駐車場に設置する駐車施設等の台数が当該共同駐車場として指定されている台数の2分の1以下であること</p>
標準処理期間	14日
経由日数	なし
提出先	計画調整局計画部都市計画課(06-6208-7872)
提出時期	随時
提出方法	<p>駐車施設等承認申請書、添付書類を都市計画局計画部都市計画課まで提出してください。</p> <p>なお、詳細については建築物における駐車施設の附置等に関する条例の取扱について（手引書P31～P48）をご参照ください。（http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000016355.html）</p>
手数料	なし
相談窓口	計画調整局計画部都市計画課(06-6208-7872)
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/toshikeikaku/page/0000005188.html
備考	